

民泊解禁へ対策案

緊急時の体制確保条件

厚労・国交省

厚生労働省と国土交通省は、一般住宅に旅行者らを有料で泊める「民泊」の解禁に向けた対策案をまとめた。宿泊者の本人確認や緊急時のトラブルに対応できる管理体制を確保し、12日の有識者会合で対策案を示し、3月末までに方向性をとりま

とめる。

民泊サービスを繰り返し提供する場合は、厚労省は旅館業法の許可が必要との見解を示している。現在はインターネット仲介を通じて、大半の貸し手が違法にサービスを提供している状況だ。

対策案では違法状態を

改める応急処置として、

旅館業法上で民泊の実態に近いカプセルホテルなど「簡易宿所」の一種と位置づけ、民泊に営業許可を出す方式を示す。許可を出す際には家主が貸す部屋にいない場合は、

宿泊者の本人確認や近隣トラブルなどの緊急時に

対応できる管理体制ができていないかなどをチェックすべきとしている。

中期的な検討課題として、仲介業者への規制などを提示する。民泊の規制を巡る議論では、政府の規制改革会議が昨年12月、旅館業法の適用除外として届け出制など緩や

かな監視にとどめるよう「をまとめるなど、政府内関係省庁に求める意見書」でも意見が割れている。